

山の下ハロウィンパーティー
ご協賛のお願い（飲食等出店）



山の下地区活性化まちづくり実行委員会

1. 概要

山の下地区活性化まちづくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、港町として発展した「山の下地区」の魅力づくりと活性化を進めるため、多くの人や物が集まる「新潟西港」が持つ拠点性と、航路等でつながる地域との連携を活かした取り組みを通じ、賑わいの創出を図ることを目的に発足した組織です。

このたび、当実行委員会では、山の下市場通りおよび山辺堀緑地において「山の下ハロウィンパーティー」を開催します。山の下市場通りでは道路を通行止めにし、飲食・物販のブースを設け、ステージイベントや関係団体と連携したイベントを行います。山辺堀緑地ではハロウィンの装飾、ライトアップを行い山の下地区の賑わいづくりを図ります。

そこで、山の下ハロウィンパーティーを支援し、一緒に盛り上げていただける企業、団体（以下「出店者」という）を募集します。

（1）山の下ハロウィンパーティー

① 実施日

2025 年 10 月 25 日（土）12:00～19:00

② 商店街のアーケード・山辺堀緑地のライトアップ（2025 年 8 月時点での予定）

2025 年 10 月 25 日（土）17:00 頃～19:00

③ 期間中の関連イベント（2025 年 8 月時点での予定）

・ステージイベント

2025 年 10 月 25 日（土）12:00～17:00

（2）【参考資料】過去のイベント来場者数

- ・ 第 1 回 山の下ハロウィンパーティー来場者数：3 千人（推計）
（2022 年 10 月 29 日（土）実施）
- ・ 第 2 回 山の下ハロウィンパーティー来場者数：1 千人（推計）※雨天
（2023 年 10 月 28 日（土）実施）
- ・ 第 3 回 山の下ハロウィンパーティー来場者数：3 千人（推計）
（2024 年 10 月 26 日（土）実施）

2. 出店場所等

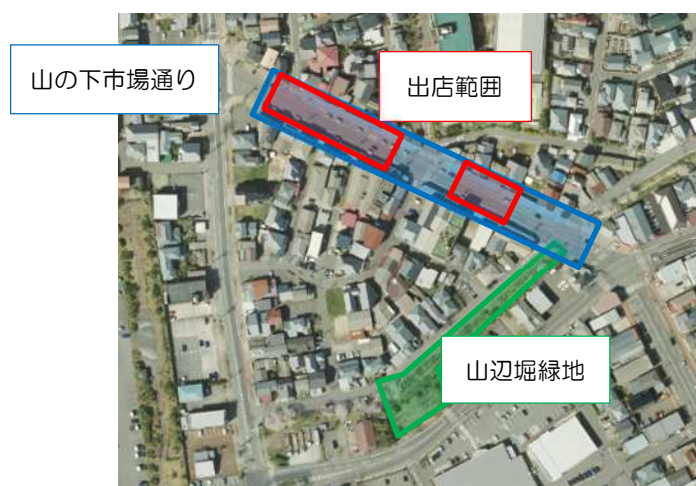
山の下市場通り

所在：新潟市東区山の下町 6

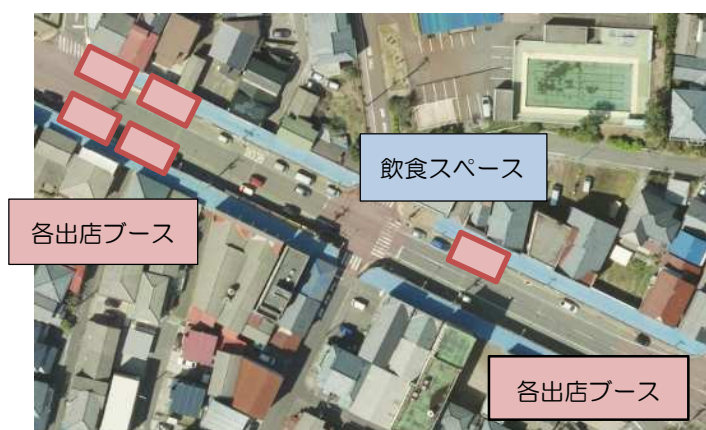
位置図



会場全体図



出店ブースの配置イメージ（10 区画）



3. 募集内容

業 種 : 飲食店や物販店 等

選定数 : 1日あたり 10 者（選定後に区間等の調整を行う予定）

出店区画 : 2 間× 3 間（3.6m×5.4m）

協賛金(出店料) : 1 日あたり 6,000 円

申込期限 : 令和 7 年 10 月 2 日まで（募集期間の延長や早期終了を行う場合あり）

4. 募集条件

（1）出店期間

2025 年 10 月 25 日（土）12:00～19:00

（2）店舗等の条件

- ・ 移動撤去可能な簡易なもの（仮設テント、移動販売車等）とすること
- ・ アルコール飲料、たばこの販売禁止
- ・ 実行委員会が実施するアンケート調査等への協力
- ・ 火気等を使用する場合、消火器などの設備を必ず設置すること

（3）原状回復義務・補償

出店期間満了、出店取消し又は出店者の都合により退去する場合、原状回復の上返還すること。出店者は、使用期間満了又は出店者の責に帰すべき事由による出店取消しに伴い退去する場合、それを理由にその損害の補填又は補償を実行委員会及び新潟市に請求することはできない。

（4）営業補償

悪天候等の不測の事由により、売上不足や出店中止となった場合の営業補償等はない。ただし、主催者の判断で出店を取りやめた場合は、出店料を返金する。

（5）環境への配慮と公共空間の適正管理

騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮し、公共空間として適正に管理に努めること。実行委員会は各店舗で発生したゴミの回収は行わない。

各店舗から発生したゴミは、購入した店舗のゴミ箱に回収することを原則とする。

出店者はゴミ箱を利用客から見える場所に設置すること。また、購入した店舗でゴミの回収を行う旨、利用客へ周知を図ること。

周辺環境に配慮し、会場及びその周辺にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。

（6）苦情への対応

苦情には適切かつ真摯に対応するとともに、対応記録（任意様式）を作成し、使用期間終了後、実行委員会へ提出すること。

（７）法令等の遵守・手続き・適用

運営、維持管理に当たっては、法令等（都市公園法、建築基準法、屋外広告物法、食品衛生法、消防法等）を遵守すること。

（８）第三者に対する事故等の対応

自己の営業に起因し又はこれに関連して生じた第三者から苦情及び第三者との間に事故等が生じた場合で、営業に支障をきたす恐れがあるときは、速やかに実行委員会に報告するとともに、責任を持って解決すること。

５．協賛金の振込及び出店者の経費負担

出店者は、以下に掲げる経費を負担するものとする。

（１）協賛金

- ・ 出店決定時に送付される協賛金の支払い方法に関する文書に従うこと。
(指定する金融機関口座への振込み若しくは事務局での現金支払となる見込み。振込手数料は出店者が負担すること)
- ・ 協賛金は、都市公園の占用・使用に係る費用、実行委員会が実施する各種イベントや環境整備、調整・管理に関する費用などに使用する。

（２）営業準備に関する費用・運営費・維持管理費・損害賠償等保険料

- ・ 営業に必要な各種申請は出店者が行うものとする。
- ・ 店舗の設置・運営に係る備品等は出店者が準備する。ただし、出店者で準備することが難しい場合は、実行委員会と協議すること。

（３）原状回復費用

- ・ 出店者の原因で公園施設等を損傷させた場合は、出店者の責任で原状回復すること。
また、使用期間終了後、出店者が起因する損傷等が確認された場合も同様とする。

（４）清掃・環境対策に関する費用

- ・ 清掃等に係る備品や消耗品、環境対策に係る設備等については出店者で準備すること。

６．出店日当日の流れ

（１）関係者（出店者）駐車場の利用について

- ・ 関係者駐車場を会場近辺で検討中（出店決定時に別途案内）

（２）物品搬入の流れ

- ・ 防犯上の理由から前日物品搬入は不可。
- ・ 物品搬入、ブースの設営は当日 11:00～12:00 とする。
- ・ 安全上 12:00 以降の会場内への車両進入は不可。
- ・ 会場内への車の乗り入れは軽自動車～普通自動車に限る。

7. 応募方法

(1) 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、信用を有するものとする。
また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとする。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

②応募書類提出時、税金を滞納している者

③法令等の規定により許認可等が必要とされている場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者

④宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする者

⑤政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者

⑥社会通念上不適當あるいは違法なものを販売する者

(2) 提出書類

①協賛申込書（様式1号）

②暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び名簿（役員等一覧表を含む）（様式2号）

③納税証明書（住所(所在地)を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書（市制度用））

④（出店区画決定後 追加書類）業種により以下の書類を提出すること

業種	飲食店（移動販売車）	飲食店（屋台・仮設テント）	物販販売
提出書類	食品営業許可書	臨時食品営業許可書	なし

(3) 提出書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き提出書類は公表しない。また、提出書類は一切返却しない。

8. 出店・区画に関する留意事項

(1) 応募多数の場合

10 者以上の出店希望があった場合は、抽選により出店者を決定する。

(2) 区画の決定

出店区画は出店者決定後、抽選で決定する。

9. 協議・調整・その他

使用する場所や期間について、必要があると認める場合、候補者と事務局で協議を行うものとする。

出店決定後に、募集条件および応募資格への違反、提出書類の不備等が判明した場合、事実確認を行い、出店の取消しや次回以降の応募を受け付けない場合がある。

10. 問い合わせ先

山の下活性化まちづくり実行委員会 事務局

新潟市東区役所建設課まちづくりグループ 担当：岡・片岡

住所：〒950-8709 新潟市東区下木戸 1 丁目 4 番 1 号

電話：025-250-2641 FAX：025-273-0178

E-mail：kensetsu.e@city.niigata.lg.jp

(様式 1 号)

山の下地区活性化まちづくり実行委員会長 様

年 月 日

住所 (法人, 団体にあつては所在地)

氏名 (法人, 団体にあつては名所及び代表者の氏名)

印

山の下ハロウィンパーティー 協賛申込書

山の下ハロウィンパーティーご協賛のお願い (飲食店等出店) の規定に基づき下記のとおり申し込みます。

記

1. 店舗名			
2. 販売内容	※酒類,たばこの販売はできません		
3. 出店形態	☐ 屋台 ☐ キッチンカー ☐ 飲食店 ☐ 物販店 ☐ その他()		
4. 使用機器	☐ ガスボンベ ☐ 発電機 ☐ その他 ()		
5. 連絡先			
(ふりがな) 担当者氏名	()	電話番号 FAX	
メールアドレス			
その他 提出書類			
☐ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び名簿 (役員等一覧表を含む) (様式 2)			
☐ 納税証明書 (住民 (所在地) を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書 (市制度用))			
☐ (出店区画決定後 追加書類) 業種により以下の書類を提出すること			
業種	キッチンカー	屋台・飲食店	物販店
提出書類	食品営業許可書	臨時食品営業許可書	なし

※注意事項※

- ・酒類、たばこの販売はできません。
- ・利用客に見える場所に **ゴミ箱を設置** し、各店舗で発生したゴミは各店舗で回収することを原則とします。
- ・申込期限は 10/2 です。後日、出店の可否と出店区画をお知らせします。出店決定後に協賛金 (出店料) の支払いを行い、追加書類を提出ください。

(様式 2 号)

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、山の下ハロウィンパーティーご協賛のお願い（飲食等出店）の規定に基づく参加申込を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの

（４）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

（５）自己、その属する法人その他の法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

（６）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

（７）その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2. 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面の名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かを確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違はありません。

年 月 日

山の下地区活性化まちづくり実行委員会長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名所及び代表者の氏名〕

氏 名

生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日

(暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)

名簿（役員等一覧）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合、登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、男・女どちらかに○を付けてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式でも提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役職	氏名	カナ	生年月日	性別	住所
【記載例】 代表取締役社長	東区太郎	ヒガシク タロウ	T・S・H 年 月 日	男・ 女	新潟市東区 〇〇1丁目1番1号
			T・S・H 年 月 日	男・ 女	
			T・S・H 年 月 日	男・ 女	
			T・S・H 年 月 日	男・ 女	
			T・S・H 年 月 日	男・ 女	
			T・S・H 年 月 日	男・ 女	

※上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。